

公認会計士法施行令第一条の三第一号及び第二号に規定する  
認定の基準について

公認会計士法施行令（昭和27年政令第343号）第1条の3第1号又は第2号に  
規定する認定の基準を次のとおり定める。

なお、この基準は平成18年1月1日から適用する。

平成18年1月27日

公認会計士・監査審査会会長 金子 晃

- 1 公認会計士法施行令第1条の3第1号に規定する会計学に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有するとの認定は、次に掲げるもののいずれかに該当するか否かを審査して行うものとする。
  - (1) 国の審議会等（国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条の審議会等をいう。以下同じ。）において、委員（会長等を含む。）、臨時委員、特別委員又は専門委員として、企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善に関する調査審議又は調査に従事した期間が通算して3年以上であること。
  - (2) 企業会計制度の整備改善を行う法人において、企業会計制度の整備改善について審議する常設の機関の常勤又は非常勤の構成員として、当該審議に従事した期間が通算して3年以上であること。
  - (3) 国又は(2)の法人において、国の審議会等又は(2)に定める審議する常設の機関のため、企業会計制度の整備改善に関する事務（特別の判断を要しない機械的な事務を除く。）又は業務に従事した期間が通算して7年以上であること。
- 2 公認会計士法施行令第1条の3第2号に規定する監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有するとの認定は、次に掲げるもののいずれかに該当するか否かを審査して行うものとする。
  - (1) 国の審議会等において、委員（会長等を含む。）、臨時委員、特別委員又は専門委員として、監査基準の設定その他の監査制度の整備改善に関する調査審議又は調査に従事した期間が通算して3年以上であること。
  - (2) 国において、国の審議会等のため、監査制度の整備改善に関する事務（特別の判断を要しない機械的な事務を除く。）又は業務に従事した期間が通算して7年以上であること。